

第16回 行政手続部会 議事概要

1. 日時：平成31年4月16日（火）16:59～19:07

2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、林いづみ、原英史

（専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（事務局）田和室長、石崎参事官、谷輪参事官

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室内閣参事官

（ヒアリング出席者）富士通株式会社：河野行政ビジネス推進統括部

行政第三ビジネス推進部部長

内閣府：西川子ども・子育て本部参事官

総務省：吉川大臣官房審議官

厚生労働省：土田政策立案総括審議官

（政策評価、総合施策（労働）担当）

厚生労働省：八神大臣官房審議官

（社会、援護・人道調査、福祉連携担当）

厚生労働省：源河社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省：鳥井医薬・生活衛生局総務課長

厚生労働省：天野社会・援護局保護課課長補佐

4. 議題：

（開会）

1. AIを活用した保育所入所審査の取組について

（富士通株式会社からヒアリング）

2. 関係省庁からのヒアリング

・書式・様式の統一

（内閣府、総務省、厚生労働省からヒアリング）

3. 関係省庁からのヒアリング

・重点整理「営業の許可・認可に係る手続」

（厚生労働省からヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間となりましたので、まだ来られる予定の委員もいらっしゃいますが、第16回「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。
本日は、野坂委員、國領専門委員、八劔専門委員が御欠席でございます。
原委員は遅れられるし、林委員も後から参加されると思います。
それでは、議事に入ります。

議事の1つ目として「AIを活用した保育所入所審査の取組について」取り上げたいと思います。

本日は、富士通株式会社の河野様にお越しいただいておりますので、御説明を頂戴したいと思います。お忙しいところどうもありがとうございます。20分程度で御説明を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

○河野部長 富士通行政ビジネス推進部の河野と申します。今日はこのような説明の機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

今日は、お手元の資料を使いまして、保育所の入所選考をAIを使って処理するという、昨年11月に出荷した製品の概要を御説明させていただきたいと思います。

1 ページ目で、今回、このような製品を開発した背景を御説明いたしたいと思います。

御承知のとおり、平成27年4月に「子ども子育て支援法」が施行されましたが、施行後も保育所の入所選考という事務は、自治体・保護者の両方にとって非常に大きな課題となっております。

3点ほどポイントを記載させていただいております。

まず、1点目は、保護者からすると、入所の決定結果、入れたのかどうかといったところを早く知りたいという思いがありますが、一方でこの入所選考は非常に複雑な事務ということもありまして、自治体からすると、入所選考に係る要員・時間が膨大で、こうした声に応えられないというところがあるかと思えます。

2点目ですが、保護者からすると、細かい入所の希望条件、例えばきょうだいを同時に入れてほしいですとか、そういったさまざまな希望がありますが、自治体からすると、先ほど申し上げたような時間・要員の制限から、こういった希望に応え切れないというところがあるかと思えます。

最後のポイントとしましては、保護者からすると、結果について納得できる説明結果が聞きたい。自治体からすると、こういった説明責任を果たしたいというところがあるかと思えますが、いずれにしても、こういった入所選考事務を早くきめ細やかに正確に行うことが急務で、我々も自治体様から、こういった声をお聞きしていたというところが、この製品開発の背景でございます。

続きまして、次のページで、自治体の保育所入所選考の事務がそもそもどういったものであるかを御説明したいと思います。

これは一般的なモデルで、自治体ごとで多少のずれはあるかと思えますが、その辺を御容赦の上、お聞きいただければと思います。

大体11月になりますと、翌年4月の保育園の入所希望申請の受け付けが始まります。こ

のときに保護者が申請書に希望する保育園ですとか就労状況、きょうだい入所時の条件といったものを記載して自治体に提出するわけですが、ここも自治体ごとによりかなり差異がございます。例えば入所希望保育園を第5希望までしか受け付けないところもあれば、後で御紹介するさいたま市様のように第30希望まで、希望保育園を書けるところもございますし、ここは自治体ごとで非常に様々でございます。先ほど、触れさせていただきました、きょうだいの入所条件は、同時でないとか上の子を優先させてほしいとか、その辺を幾つものパターンを聞く自治体もあれば、基本的には余り考慮に入れない自治体もございますので、保育所入所の受け付けに関しては、かなり自治体ごとでルールにバリエーションがあるというところでございます。

12月になりますと、受け取った申請情報を自治体がシステムに入力していく形になります。住所ですとか希望保育園といったものを入力するわけですが、そのときに指数がございまして、例えば祖父母が同居している場合はマイナス何点とか、母親がフルタイムで働いていればプラス何点といった形で、状況によって児童ごとの点数をつけていって、最終的にそれが優先順位としてのポイントになるという指数の入力を12月にする形になります。

後ほど簡単に触れさせていただきますが、保育所入所選考もさりながら、申請書の情報入力も自治体にとって非常に負荷が高い業務です。大体、自治体によってはこの入力に平均で1カ月ぐらいの時間がかかるという話も聞いております。

続きまして、1月になりますと、いよいよこの入所選考会といった形で、誰がどこに入るといったところを職員がやっていく形になりますが、先ほど申し上げた優先順位ですとか、きょうだいの入所条件ですとか、保育所の年齢ごとの空き状況ですとか、そういった複雑な要素を考慮しながら、自治体の職員がまさに職人技といったような複雑な組合せをやっているのが実態でございます。中核市レベルになってまいりますと、平均で5人から10人の職員が1週間から2週間をかけるという自治体も聞いておまして、多いところだと30人の職員が総出でそれぞれ50時間をかけるという自治体もあると聞いております。

この入所選考を経て、最終的には2月に結果登録・通知という形になっていくわけですが、結果通知後も、例えばキャンセルですとか引っ越し等がございまして、2次、3次選考といった形でこの自治体の選考業務は続いていって、大体落ちつくのが連休から6月ぐらいまでかかるという自治体もあるように聞いております。

今回、弊社が開発したものは、1月の入所選考をAIで解決するものになっております。

この業務を、現状と弊社が開発した製品を使った場合で、どのような差異があるかを御説明させていただいているのが3ページの資料でございます。

現状、多くの自治体は、左側の図にございますように、各自自治体で運用されている保育のシステム、子ども子育てシステムと記載がありますが、そのシステムから、誰がどこの保育園を希望しているという紙の資料を打ち出しまして、それを見ながら、先ほど申し上げた非常に複雑なパズルのような入所選考を行っているのが現状でございます。

最終的な決定結果も、1人ずつ誰がどこに入ったかをパンチ入力しているのが現状でございます。

今回、我々が開発したものを使った場合の運用が右側の図になりますが、自治体ごとにございます子ども子育てシステムから、必要となるデータを電子データで抜き出しまして、我々が開発したAIのシステムにかけると、大体数秒程度で結果が出ます。この結果も電子データで生成されますので、従来のように1件ずつ結果を入れるのではなくて、この結果の電子データをそのまま既存のシステムに返す形で、入所選考に係る事務の省力化にかなりつながっているとございます。

次のページにございますが、こういったものを開発しまして、さいたま市様のほうで実証実験を行わせていただいております。実際には2017年の年明けぐらいから5月ぐらいまでにかけて、数回の実証実験をした形になります。

どのような実証実験を行ったのかでございますが、こちらの図にございますように、職員様が実際に過去に行った手作業での選考結果とAIが行った選考結果を突合して、どれぐらい一致したかという実証実験を行って、何度かこの実証実験を回したのですが、最終的にはさいたま市様から、職員が行った入所結果とAIが行った入所結果がほぼ完全一致したということで、実証実験は良好な結果というところで実験を終わりました。終わったところがこの2017年のところでございます。

これを受けて、2017年8月にプレスリリースを発信させていただきました。この実証実験の結果を弊社から発信させていただいた形になります。

そのときに、さいたま市様からいただいたコメントで、この導入効果といったところで大きく2点ほど評価、コメントをいただいております。

1点目が結果に関する評価といったところで、さいたま市の保育の利用調整に関して、非常に複雑な条件が介在する中で、最終的な実証結果では、与えられた条件下において完璧に近い精度という評価をいただいております。

次のページが期待される効果で、最大の効果といったところでは、時間短縮という言葉をいただいております。さいたま市の場合ですと、1次選考作業に5日を要しているのに、対して数秒で選考結果が出るので、職員負荷の大きな軽減になるといったところです。結果的には、住民に対して早期に結果を通知することができるので、住民へのサービスの向上にも資するものであるというコメントをいただきました。

このコメントに基づいてプレスリリースを打ちましたところ、非常に大きな反響をいただきました。報道等でも大きく取り上げられたこともありまして、非常に多くのお客様から問合せを受けました。

その中で、ある特別区のお客様からいただいた一つのメリットとして、その特別区のお客様は、今は片手程度の選考規模、入所の保育園の希望を第5希望までしか受け付けていないと。実際に保護者の中には、第6希望、第7希望でも入れたいという方がいるはずだが、その要望を限られたリソースで聞くことができないと。このAIを導入すれば、AIです

から当然疲れ知らず、リソースも無尽蔵というところもございますので、希望順位を増やすことができると。結果として、待機児童を減らすこともできるのではないかという評価もいただいたところでございます。

このプレスリリースを打っているいろいろなメディアに取り上げられたと申し上げましたが、それが1年ぐらいたってどういう状況になるかというところでございますが、さいたま市と同じような実証実験をやってほしいという御要望を約50団体からいただいて実証実験をしたところでございます。問い合わせ自体は、100団体ぐらいのお客様から問合せをいただいているところでございます。

昨年11月に正式な製品を出荷したと申し上げましたが、昨年度、この製品を実際に稼働していただいたお客様が4団体という形になります。既に報道等でお名前も出ておりますが、高松市様と滋賀県草津市様と広島県尾道市様と、試行運用という表現を使われておりますが、東京都の港区様が稼働させた形になります。

本年度は、30団体弱のお客様で予算化、導入に向けて動いておられる形で、おかげさまで非常に普及も進んでいる状況でございます。

以上、出荷と実証実験の経緯についてお話を申し上げたわけでございますが、一つ、御参考といったところで、8ページの資料をご覧いただきたいと思っております。

先ほど、自治体の入所選考の事務の中で、受け取った保護者の申請書をシステムに入力する12月の作業も、非常に大きな負荷になっているというお話を申し上げたかと思っております。弊社を含めて、今、ITベンダーの中で自治体の事務効率化といったところでは、RPAというツールの活用が非常に盛んになっておりまして、これを使うことで取り込みとシステムへの入力といったものの省力化にも今、取り組んでいるところでございます。

保育所の申請書の入力は、先ほど申し上げたとおり、職員が紙を見ながら入力する形で1カ月ぐらいをかけて、繁忙期は残業も続いていると聞いております。

また、どうしても手作業の入力ということもありまして、入力ミスによる手戻りも出ている。非常に大きな自治体になってまいりますと、職員だけでは入力が間に合わず、入力作業のための臨時職員を雇ったり、外部委託もしていると聞いています。

こういったところを自動化して効率化できないかといったところで、紙で届いた申請書をスキャナーで読み込んで、これをRPAというツールを使って自動的にシステムに入力していくというものを現在、開発しておりまして、恐らく今年度中には実際の商品化にもつなげられるのかなというところでございますが、実際に幾つかの自治体で実証実験もしましたが、読み取り率も実用に耐えるということで、今後はこうした紙をシステムに入力するという、この保育に限らず自治体に非常に大きくあるかと思っておりますが、こういったものに対してRPAを活用して省力化が進んでいくのではないかと考えております。

以上、ちょっと駆け足になりましたが、保育所の入所申請書と入所選考に関して、我々で行っている事務の効率化について御説明させていただきました。

御清聴ありがとうございました。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。大変貴重なお話をありがとうございました。
それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたらお願いしたいと思
います。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 どうもありがとうございました。

こういう技術を使って効率化するという、大変すばらしい取組をされていると感じまし
た。多分私がAIをよくわかっていないからかもしれませんが、1点質問です。

この結果の説明をするときにどういう説明がされているのか。多分手作業であればまさ
に選考した人の感覚といっても、ある基準の中で重要なものについて、これこれという
条件を満たしていないからですという説明だと思うのですが、この場合はAI様が残念なが
ら受け付けませんでしたという説明になるのでしょうか。

○河野部長 そうではございません。基本的にこのAIは、今、職員さんが行っている入所
選考のルールどおりに選考を行うものでございますので、当落の結果については従来どお
りの説明をしていただければ問題ない形になります。基本的には、今、やっていることを
そのまま高速化したのがこのAIと受け取っていただければと思います。したがって説明自
体は変わりません。

○佐久間専門委員 その基準がきちんと決まっていて、それを入れているということなの
ですね。

○河野部長 はい。

○高橋部会長 恐らく指標で点数化されているというところが、まず、指標があつてとい
う話ですよ。

○河野部長 おっしゃるとおりです。

○高橋部会長 あとは、希望が重複したところについて、あなたは後順位になりましたと
か入りましたという話になるということですか。

○河野部長 そうです。限られた空き状況に対して、優先順位ときょうだい関係を考慮し
ながらパズルのように当てはめていく今の選考を、そのままAIが肩がわりしているとい
うイメージです。

○高橋部会長 わかりました。いかがでしょうか。

堤専門委員、どうぞ。

○堤専門委員 3点お伺いしたくて、今の佐久間専門委員のところからもうちょっと聞き
たいのですけれども、点数化ができないようなフリーハンドで書いている部分のものは、
どういうふうに点数化に持っていかれるのかなど。自営業の人は、多分フリーハンドで自
分の状況を書いているなというところがありましたので、そこが1点目です。

2点目は、先ほどの御説明の中で第5希望までしか書けないのだけれども、本当は第6、
第7、第8でもいいという方もいらっしゃるということは、裏返せばどこでもいいから入
りたいとか、例えばこの園だけはやめてもらったら、それ以外はどこでも入りたいのです

というような、今、やっていないような対応もこれを活用するとやることができるようになるのか。

3点目は、待機児童は絶対にどの行政もなくならないと思っています。なぜかという、昨今書かれている、落ちることを狙って絶対に落ちるだろうというところに申し込んでいる人たちが何%かいるときに、いわゆる辞退者が出てきたりとか、そういう繰り上げ対応とか。一発のドンというときはすごく早いのだと思うのですけれども、その後のばらばらくしの歯が抜けてきたときにも、このRPAのAIは対応ができるのか。

この3点をお願いします。

○河野部長 まず、1点目から御回答したいと思います。

ここは我々のシステムというよりは、自治体の業務運用のお話になるかもしれませんが、おっしゃるとおり、自治体の入所申請書の中には、フリーハンドでフリー入力みたいな形で、自分の置かれた状況ですとか希望を自由にびっちり書かれる方もいると聞いています。

一方で、先ほど申し上げた指数というのは、ふれたように例えば祖父母と同居しているかとか、割と定性的ではございますが、ある程度定義がはっきりしたものに基づいて点数がつく実態がございます。割とフリーで書かれた状況をそれぞれの状況にどう解釈するかということがあって、こういうことを書いているけれども、例えばこの人は祖父母と同居しているとはいえないのではないのかとか、いろいろな端境と申しますか、グレーなところがあって、そこは職員さんが複数人集まって、この人にはこの点数を与えるべきではないか、いやこの状況だったら与えないほうがいいのではないかというのを合議でやっているみたいな話は聞いたことがあります。そこについては職員さんが話し合いながら、最終的な優先順位の点数を決めていると聞いています。

○堤専門委員 そうするとAIが先で最後のところで職員さんなのか、職員さんが先にそういう難しい指数化のところをあえて。要は、職員さんが少し手伝ってあげたものを最終的にAI君がやるのか。先ほどの佐久間先生の御質問のところの、なぜあなたが落ちたのかを説明しなければいけない人たちは、多分そういうところが非常に接近している層なのかと思ったのです。

○河野部長 そういう意味では、指数はAIが決めるものではなくて、決められた自治体のルールに沿って職員さんが決めて、その優先順位に沿って先ほど申し上げたこのパズルを行っていくのがAIという形になるかと思います。

2点目の質問で、例えばどこでもいいとか、ここだけは嫌というところは、基本的には自治体の今の申請書でいうと、多分どこでもいいという記載欄、選択肢がある申請書を用意している自治体は余りないのかなと思っています。例えば先ほど申し上げたような自由記入欄でそういうことを書かれた場合に、例えばAIが出した最終結果をベースに、この人はどこでもいいと言っているからここでという微調整をするかというシーンは出てくるかという気は、印象としては持っています。

すみません。3点目の御質問が。

○堤専門委員 一旦セットしてからのくし抜きの。

○河野部長 そうでしたね。先ほど申し上げた、故意に落ちることを狙ったというところについても、AIはその辺を鑑みながらやるわけではなくて、そのまま普通の一般の希望として処理しますので、そこまで加味した上でAIが処理できるかというところ難しいところがあります。そこは新聞報道でも捉えられて、少し問題になっているところもありますので、自治体様によっては前年度に明らかに故意と見られるようなキャンセルをしたような保護者の申請については、新しい翌年度の申請の際に、考慮しながら選考しているみたいな話は聞いたことがあります。どちらかというところ、これは運用の世界の話かなと感じております。

○堤専門委員 わかりました。

○高橋部会長 川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 ありがとうございます。

私がすごくお聞きしたいのは、このシステムを実際に採用している4団体では、入所申込書の様式は統一されているか、それとも自治体によって様式が異なるのかどうか1点です。

それから、申し込みそのものを完全に電子化することが可能なかどうか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○河野部長 1点目の御質問でございますが、フォーマットは完全にばらばらです。入所希望できる保育園の数ですとか、きょうだい入所に関する考慮のルールとか自治体ごとにルールが異なっていますので、申請書のフォーマットも完全にばらばらです。

2点目の電子化というところでございますが、一昨年に子育てワンストップといった形で電子での申請も始まっておりますが、例えば就労証明ですとかいろいろこの保育所入所に係る添付書類の問題はございますが、将来的には完全なオンライン化も可能になってくるのではないかなというのは、若干個人的な私見も入りますが、そう捉えております。

○川田専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 2点お伺いしたい。

1点目が、マッチングシステムとか呼ばれているようですけれども、こうしたシステムはアメリカでかなり使われているように聞いているのですが、なぜ日本では使用が進んでいないのか。高度なアルゴリズムを利用するのでかなりの技術を要するとは聞いているのですけれども、そのあたりの理由がわかれば教えていただきたい。

2点目が、現在は申請書の多くが紙で提出されているのですけれども、こうしたものをシステムで読み取ることは、真っ先に思いつくような省力化の作業だと思うのですけれども、紙の申請書を手作業で入力している。誤入力なんかも当然あり得ます。そうしたことをしている現状がなぜなのか。

自治体がこういった事務について、どうして電子的に処理していないのかという2点について教えていただければと思います。

○河野部長 まず、1点目の御質問でございますが、おっしゃるとおりアメリカはこういったマッチングのほうはかなり進んでいます。例えば臓器移植のマッチングですとか、インターンの学生のマッチングの中にもこのマッチング理論が活用されていると聞いております。

なぜ日本で普及しなかったのかといったことは、私もそこまでの知見は持っていないのですが、これを開発した富士通研究所と九大の先生とも一緒に共同開発したのですが、お話を聞いていると、やはりアメリカが発祥で、そこからこちらに来たところがあるのかなという私個人の印象なのですが持っております。ここに関しては私も知見がないので、正確なことは申し上げられませんが、そういったアメリカで生まれたものというところが背景にあるのかなという気はしています。

2点目の紙で受け取ったものを入力するというところに関して、今まで電子化されなかった背景につきましては、一つは、システムで読み取る時の読み取り精度が一番の理由かなと思っています。例えば介護保険ですと、要介護度を認定するための訪問調査という事務がありまして、紙で訪問調査をしてきて、例えばお風呂に1人で入れるかとか、立ってうまく歩行できるかというチェック項目があって、それを紙で持ち帰ってきて、今もOCRというもので読み取るのですが、そこに書かれている様式は、先ほど申し上げたように選択式のものが多かったりとか、個人を特定するキーも番号で書いてあることもあって、読み取り、電子化に適したものなのかというところがあるかと思えます。

一方で、保育の申請書のように、例えば保育園の名前を文字で書くですとか、住所も手書きで書くという形になりますと、これはOCRではほぼ手書きの文字は読めないという現状があって、そこはなかなか電子化が進まなかったというところがあるかと思えます。

昨今ですと、そのOCRの部分も手書き文字の読み取りというところの精度も上がってきましたし、直近ですと、AI-OCRという形でAIが学習しながら、崩し字や非常に汚い字でも正確に読み取る技術も非常に進んでまいりましたので、恐らく向こう数年ぐらいでこういった手書きの申請書等を自動的に読み取ってシステムに入力するところは、爆発的に進んでいくのではないかと考えております。

○濱西専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、私から幾つかお聞きしますので教えていただきたいと思います。

自治体の問い合わせ数は、うなぎ登りに増えている感じなのか、それともある程度、100ぐらいで現在とまっているのか。今後の伸びの感じはどういうふうに予想されていますでしょうか。

○河野部長 この製品に関する導入の伸びでしょうか。

○高橋部会長 そうです。問い合わせです。

○河野部長 先ほどもふれましたが、まず、昨年度が4団体で、今年度が大体30団体前後ではぼ導入が決まっているところなのですが、まだまだ問い合わせですとか、さいたま市と同じような実証実験をやりたいというお問い合わせは増えています。最終的には大都市中心にニーズが多い製品かと思っておりますので、100団体から200団体の間で落ちつくのかなと考えております。

少し意外だったのは、この製品の導入を検討される団体は、人口20万人、30万人の中核市以上と最初は踏んでおりましたが、実際に販売してみますと、人口10万人前後の団体でも非常に多くの御要望をいただいております。

人口10万人前後の自治体で、いわゆる県庁所在地ですとか政令指定都市のベッドタウン的な団体ですと、非常に子供が多いところもございまして、当初の見込みを超えてニーズをいただいているという実感はございます。

○高橋部会長 本来10万人程度の団体で、ベッドタウンに限られるかもしれませんが、かなり100より多いような気がするのですが、その辺の関心がない自治体というのはどうなのですか。そういう感能力がないとこういうものに普段余り関心を配っていないから、そういうものに興味を持っていないとか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○河野部長 一つは、我々もまだ4団体という形で実績が立ち上がりというところもあって、この実績に基づいてこれからどんどん御検討くださる団体が増えてくるのかなというところです。先ほどベッドタウンというところも申し上げましたが、割とそうではないような人口10万人ぐらいの団体ですと、1日、2日くらい、職員が1人、2人で入所選考ができていところも多うございますので、そういったところからはやはり引き合いはないのかなと感じております。

○高橋部会長 読み取りの精度を上げるには、開発中ということでRPAを活用していると。もうちょっと時間がかかるという感じでしょうか。

○河野部長 この入所選考については製品として出していまして、このRPAについては今年度というところなのですが、読み取りに関する実証を行った結果、現行のお客様の申請様式をそのまま使うと、例えば読み取り精度が9割とか8割なのですが、こういうふうに変えてくださいという提案をした様式ですと、それが今度は100%近くになったりという事例はございます。

どんな工夫をするかという、例えば何かの住民番号なり何なりを今、設けるところが例えば10桁だったら10桁フリーでかけるようなフォーマットになっているとしたら、数字を1個ずつ入れるような、銀行とかでは口座番号とかがあるかと思いますが、そういうふう書きかえたりとかです。あと氏名も、例えば私の名前である河野大輔というのをフリーで書くのではなくて、1文字ずつ書くような様式に変えると読み取り精度が上がったりというところがございますので、こういった形で読み取りしやすいように既存のフォーマットを変えていただくと、運用に耐え得るような読み取り精度に上がるのも見えていますので、先ほどもちょっとふれましたが、本当に今年、来年ぐらいから、このRPAは導入がど

んどん進んでいくのかなという印象を持っています。

○高橋部会長 一方で、そういうふうにRPAに対応するようにフォーマットを変えらるというのもあるとは思っています。ただ、全体を電子化して行って、例えば就労証明なんかも、とにかく企業から直接電子的なもので自治体に送るみたいなこともあり得ると思うのですが、そういうことは考えられないでしょうか。

○河野部長 おっしゃるとおりで、一番の効率化はそういった電子でのやりとりになると思いますので、先ほども少しふれた子育てワンストップのみならず、今は介護のワンストップも進んでいますが、介護ですと介護事業者が代理で介護の申請をしたりですとか、情報開示とって預かっている高齢者の方の状況の情報を開示してくれという申請も窓口でやっているのですが、事業者の方が窓口に行くとするのは負荷になっている。そこが電子化されると、かなりニーズとしては高まってまいりますので、そういった事業者から自治体へという業務は非常にニーズも高いと思います。

○高橋部会長 重要だということですか。

○河野部長 その電子化は起爆剤の一つになるのかなという印象は持っています。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。2点質問があります。

現在、サービスをされているこの4団体で採用されているものは、システム改定が必要なのか、それともアプリケーションをライセンスする形なのかどうか。できればその費用がどのくらいのレベルのものなのかを教えてくださいというのが1点目でございます。

2点目は、今の4団体で採用されているサービスが入所選考の段階でのAI活用だけだとしますと、今後、ほかの企業がつくった電子入力などのシステムを入れようとしたときに、それとこのAI活用は同時に使えるものなのでしょうか。

2点です。

○河野部長 まず、1点目の御質問の費用感でございますが、先日、このシステムを導入することを決定されたとある自治体の首長さんが会見されて、現在これくらいの負荷がかかっている、このシステムだとこういった負荷が軽減するという中で、大体2年から3年くらいで投資回収できるという御発言をされていましたが、我々もいろいろな団体、これを製品化するに当たりまして、今、どれくらい負荷がかかっているかというのを聞きまして、大体2年から3年くらいでもとがとれるような価格を設定していますので、それくらいの価格といったところで、この場ではとどめさせていただければと。

○林委員 導入にあたって何かシステム改修が必要ということなのですか。

○河野部長 既存のシステムから、優先順位ですとか保育所の空き状況とかを引っ張ってくるので、データ連係が必要になるケースもございます。

一方で、冒頭に今は紙ベースで入所選考をやっていると申し上げましたが、紙資料とい

いながら当然エクセル等の資料になるのですが、そのエクセル資料の中にAIが必要としている情報も既に網羅されているような自治体もありますので、うまくするとシステム改修などせずに、今、使っているエクセルをちょっと加工するだけでこのAIを導入いただけるパターンもあるかと思っておりますので、お客様が今、こういったようなデータをこういったような運用をしているのかによって、既存のシステムの改修の要、不要が変わってくるのかと考えております。

2点目の御質問は、例えば既存のこの保育のシステムが、他社の製品でもこのAIが入るのかどうかという御質問に近いと思ってもよろしいですか。

○林委員 そうですね。今後電子入力のものとか、ユーザーにとってはそちらのほうがありがたいので、それが出てきたときにちゃんとこれと。

○河野部長 連携できるかという話ですよ。

○林委員 そうです。

○河野部長 そういう意味ですと、幸か不幸かわかりませんが、今年入った4団体は、既存の保育システムは全部他社製品を使っていて、他社の保育システムと弊社のこのAIが連携していますので、そこに関しては割と他社製であってもシームレスにこのシステムをお使いいただけるというところがございます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大変貴重なお話をありがとうございました。またいろいろと御教示いただければと思います。これで終了させていただきます。

○河野部長 ありがとうございます。失礼いたします。

(富士通株式会社 退室)

(内閣府 入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きましては、昨年6月に閣議決定されました「規制改革実施計画」のフォローアップとして「書式・様式の統一」について取り上げたいと思います。

「書式・様式の統一」については、事務局から各省に対してフォローアップを行いました。各省の対応状況は資料4のとおり整理しております。

本日は、このうち、内閣府・総務省・厚生労働省の取組について、ヒアリングを行いたいと思います。

最初に、内閣府からヒアリングを行いたいと思います。内閣府に対しましては、資料2-1-1のとおり、論点メモを事前に送付しております。論点に対する回答について御説明いただいた上で、御質問したいと思います。

恐れ入りますが、時間の関係で5分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○西川参事官 こんにちは。内閣府の西川と申します。よろしくお願いたします。

では、資料2-1-2と右に書かれている回答を簡単に申し上げたいと思います。

保育所、幼稚園、認定こども園等々の就学前の通所施設に対しては、ランニング経費を毎月補助してございます。各園から市町村に請求を出して認定してお金を配るということでございます。この紙の論点の中で「施設型給付費等の請求に関し、『施設型給付費にかかる加算（調整）提要申請・実績報告書』」とございます。基本的な単価、我々が毎月お配りしている単価の中でオプションがいろいろございます。栄養士さんを配置しているとか、主任さんとか、一定の職責の資格の人を置いているとかの場合に加算がございまして、その加算の適用申請、そしてその後の実績報告書を全国の各園から市町村に提出していただきますので、これに必要な見直しを行った上で、内閣府から市区町村に通知するというところでございます。

この間、（１）（２）（３）ということで自治体と意見交換をしながら、閣議決定の中で平成30年度中に必要な見直しを行う。電子様式で通知を行うということでございます。

【回答】をご覧いただきたいと思っております。

（１）です。昨年度全国5カ所で意見交換を行ったところ、鉤括弧のとおり、紙媒体ではなくて電子的なエクセル版の様式にしてほしいという意見があった。一方で、特に大規模な自治体の場合には、独自に自分たちで様式をしっかりとっておられて、場合によってはシステムまで、その市町村とその法人との間で構築されている自治体もございまして、そういうところは統一的な利用は難しい。国から何か統一的な様式を示されても、そのものを理由することは難しいという御意見もいただきました。そういったことも踏まえながら数式を盛り込む。紙媒体ではなくて電子的な様式ということで、加算をするときにいろいろな数字の計算がございまして、それを一個ずつ手で計算するのではなくて、電子的に処理ができるような様式をつくったということでございます。

（２）が我々の対応が十分でなかったところでございますけれども、加算に関しましては、予算の成立を待って、我々内閣府で告示ということで年度末に行うということでございます。様式はそれを受けて、毎年いろいろな加算の見直しがございまして、その様式も本当は3月末に告示とともに周知すればよかったですけれども、今、我々は細かな細部の運用をまだ作業している最中でございますので、4月中には周知するというところで、我々としては電子的な様式は出せる準備はしてございますけれども、細かな文言の見直しできていないということで、4月中には必ず出したいということでございます。

（３）は、もっと強制的に仕組みを自治体に広めていけというような御指摘でございますけれども、この「施設型給付費にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書」については、標準様式という形で自治体にお示ししているものでございます。一方で自治体では、独自に上乘せをやる。例えば国で何か加算を出しますとそれにまた額を足したりあるいは要件も少し足したりということで、独自に地方単独事業というものもございまして、独自に工夫して様式を定めているところもございまして、今回の意見交換会の中でも、冒頭申し上げましたとおり、国の様式を義務化されてしまっても、それは独自の補助ということあるいは独自のシステムということで、独自のやり方をしているところが多うございまして

ので、義務化というところは今回はまだ難しいのかなということです。これは我々も初めての試みでございますので、利用率の目標をと、全国の市町村幾つかあるうちの今年度中に50%とか、そういうような数値目標ということは、我々としてはまだ難しいのかなということで、まずは標準様式を使って、メリットを感じていただくところからやらせていただければなということでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 ただいまの御説明につきまして、御質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。

就労証明と全く同じ感想なのですけれども、要は、全部機械的にしろなんて我々は一言も申し上げていなくて、結局、選択式でできるような、要するに、自治体の単独事業でも乗っかるような様式を工夫してくださいとお願いしているのです。何でそのところが、就労証明書であれだけ議論したにもかかわらず、こういうお話になっているのかが私には理解できないのです。この施設型給付費について、同じ御担当ですよ。

○西川参事官 はい。もちろんです。

○高橋部会長 何で就労証明と同じ話を我々はしなければいけないのですか。

○西川参事官 就労証明書の関係に比べてこのプロジェクトは、今回初めてでございます。もちろんこういった検討をしていることは、節目ごとに昨年度中もお話し申し上げていたわけですけれども、全国の保育所、幼稚園、認定こども園と、毎月のその給付費ということでございますものですから、相当自治体側、それから園側にももちろん請求書を出していただくわけですから、そこは相当の業務フローの見直しにもかかわってくるものです。

御指摘のとおり、我々も単独事業をやめてくださいということを言っているわけではありませんので、それはそれで別紙にするとか、ここの欄から外にしてくださいとはもちろんしてございません。地方単独事業をやっているところはこの様式標準化には乗っかれないという形にはしてございませんので、そこは御懸念がないようにと思っております。

○高橋部会長 それだったら自治体がこんなことを言うはずがないですよ。単独事業をやっているから乗れませんとか。

○西川参事官 わかりました。そこはそのとおりだということでございます。初めてということで、あとはとにかく全国北海道から沖縄までほぼ全ての市町村が施設を持っているものですから、周知がうまく一瞬でできるわけではないというところはございますけれども、自治体としては冒頭に申し上げましたとおり、市町村によっては特に政令市の場合に市町村の中に数百、千近い保育所、幼稚園、認定こども園を抱えていらっしゃる場合には、その市町村と施設との間でコンピューターシステムを導入して、独自の大手のベンダーが入った形で、市町村側もそのシステムを入れているし、各園側もそのシステムを入れているという形でやられているものですから、それは多分何か大きな刷新のタイミングだとかいうことでなければ、急にハンドルは切れないという事情はございます。

○高橋部会長 そこは、いきなり変えろという話ではなくて、目標値と工程表をつくって、

システム改修は5年ぐらいで普通はやられるだろうから、3年のときに半分ぐらいまでは達成しようとか、いろいろあると思うので、設定しないこととしたいのはやめてほしいなと思います。それが1点です。

もう一つは、自治体の言うことばかりを聞いていて事業者の言うことを聞いていないのは何ででしょうか。

○西川参事官 もちろん事業者の意見も聞いてございます。これはもともとこの根っこの背景としては2つあります。

1つは、その1法人で大規模な法人が相当入ってきてございますので、そうすると市町村ごとにローカルルールが違ふと準備が非常に大変だということが背景として1点です。

もう一つは、市町村も今、限られている行政資源の中で、しっかりと待機児童対策をしていこうということになりますと、広域入所ということで隣の市町村から自分の市町村に利用できることもなるべくしていこうと。そうしないと、いっぱい保育所をつくっていかないと待機児童がゼロにならないということでございます。それは行政も望むところではないものですから、そういった2つの事情があってこのプロジェクトを進めてございますから、当然行政、とりわけ今は大規模な法人というと株式会社が多いですけれども、社会福祉法人でも全国展開している法人も増えてきてございます。

○高橋部会長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。やはり同じ話なので、就労証明書と同じようにやっていただければありがたい。お忙しいのは非常によくわかっておりますので、すぐにやれとはもうしませんので、ぜひ今年度中に就労証明書と同じような取組をお願いできないかなと。

○西川参事官 これの御指摘は、デジタルファーストということで内閣府全体の看板でもございますし、こういう場以外でもこういった御指摘は国会等々でもいただくところでもございます。ただ、これは我々も初めてなものですから、どんなふうを受けとめられるのかがまだわからないところもございますので、余り乖離したような目標になってしまっても、我々も首が絞まっていくこともございます。

まずは、我々も今、どう受けとめられるのかということも見ながら、現実的な数値目標を考えてまいりたいということで御了解いただきたいです。

○高橋部会長 あと地方交付税の概算化を参考にして、みたいな話もあります。記載項目はめちゃくちゃ細かいですね。

○西川参事官 はい。

○高橋部会長 これを事業者に要求するのも物すごく負担だと思うのですけれども、もうちょっと項目を概括化、一般化できないのですか。

○西川参事官 どうしてもこれは交付税と同じようでございますけれども。

○高橋部会長 交付税もあれだけ概算化したのですから。

○西川参事官 そうですね。限られている財源の中で、これは診療報酬にしても介護報酬にしても似たような状況でございまして、限られている財源の中で複雑な行政ニーズに対

応していくことになりますと、どうしても処遇改善加算もしかりですけれども、基本分と加算という2つの仕組みになっておりますけれども、どうしても基本分は少し圧縮しながら一定の政策目的を達成した場合に加算に持っていくということに、どうしてもならざるを得ないところは御理解いただくしかないかと。

我々ももちろん基本分でばさっとお渡ししてお任せすることがいいわけですがけれども、しっかり賃上げをしているかとか、しっかりアレルギー対応をしているかとか、そういったところの目配りがどうしても求められる中で、複雑な加算になっていかざるを得ないのかなと思います。

○高橋部会長 その政策をそうやって細かく誘導しようというのが負担だと私は思います。

○西川参事官 そうですね。

○高橋部会長 不可欠な政策を我々は否定していません。しかし、余りこれもあれも誘導したいと言ったら、それぞれの誘導効果は小さくなるのですよね。そこはめり張りをつけて、政策誘導するなら重点化して政策誘導するとか、事業者の負担のことも考えていただきたい。御省の政策目的というのはわかるのですけれども、そこは世の中が概算化という話もあるので見直していただきたいと思います。

○西川参事官 わかりました。そういう認識も、政策目的というのを加算や減算だけでやっていくということではなくて、ディスクロージャーしたりいろいろな手法もあろうかと思しますので、問題意識として我々も十分考えております。

○高橋部会長 どうもすみません。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○林委員 高橋部会長が就労証明書と同じだとおっしゃったのに本当に同感です。書式・様式の統一の話と地方自治の本旨とは関係ないという前提で申し上げると、今回の回答にあるような「従前からの独自様式で運用しているからすぐにはできない」とか、(3)の後段にあるような、「独自補助等に関して別途提出を求める必要があるから乗れない」とか、こういう定型的な障害となるような申し出に対する定型的な答えを用意してスピードアップして対応していかないと、書式・様式の統一は、どれ一つ進まないことを痛感しております。ぜひとも、御専門だとは思っておりますけれども、工夫していただければと思います。

○高橋部会長 お忙しいのにすみません。大変恐縮でございますが、引き続きよろしくお願いたします。どうもありがとうございます。

○西川参事官 ありがとうございます。

○高橋部会長 それでは、お時間が参りましたので、内閣府の皆さん、本日はありがとうございました。

(内閣府 退室)

(総務省 入室)

○高橋部会長 続きまして、総務省からヒアリングを行いたいと思います。

○高橋部会長 どうぞお座りください。

総務省に対しては、資料2-2-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する御回答について、御説明を頂戴したいと思います。

大変短くて恐縮でございますが、5分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉川大臣官房審議官 総務省の大臣官房審議官の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

いただきました論点の①でございますが、まず、研究会の議論の状況でございます。

昨年9月から開催している研究会でございますけれども、地方自治体における業務プロセス・システムの標準化、地方自治体におけるAI・ロボティクスの活用について、実務上の課題の整理を行っているというものでございます。

様式・帳票の標準化につきましては、全てを一律に細かい粒度で標準化するのではなくて、様式・帳票の標準化のニーズや効果、あるいはその様式・帳票が使われる頻度・分量、また、申請者が住民か企業か、同一申請者による複数自治体への申請が想定されるものかどうか。あるいは今後の電子化・ペーパーレス化の見込みといったことを勘案した上で、実態に即して標準化を進めるといった議論がなされているところでございます。

②でございますが「共通申請システム」の構築のようなものまで視野に入れて審議を行っているのかということでございます。

具体的に「共通申請システム」といったテーマで議論しているということではございませんけれども、電子化・ペーパーレス化あるいはオンライン申請といったことが重要な論点になっているというところでございます。その際に、その前提として、受け手の自治体側のシステムを標準化することも必要であるということで、システムの標準化の中で、そうした申請システムについても考えていくことになるのではないかとということでございます。

システムの標準化につきましては、具体的な方法として「標準化されたシステムを一元的に調達し、市区町村が利用できるようにする方法」と「システムの標準を示し、市区町村がそれに基づいてシステムを調達する方法」などが議論されている状況でございます。

次に、③でございますが、競争入札参加申請書の統一について優先的に取り組んではということでございます。

これについてはもとより、以前から御指摘をいただいている課題でございますので、研究会の議論と並行いたしまして、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の実態把握を進めているところでございます。既に700の自治体から、申請書の記載項目、添付書類の一覧の情報提供をいただいたところでございまして、標準的な記載項目や添付書類の洗い出しを進めているところでございます。

④は、いつごろまでに取りまとめるのかということでございます。

今、申し上げましたように、多くの自治体から情報を収集したところでございまして、これにつきましては非常に膨大な情報でもあるということから、私どもといたしましては、できればAIなどを活用して分析を進めていきたいと考えております。それができれば、そう時間はかからずにAIが判断するところによる標準とはこういうものだというものが出てくるのではないかなと思っているところでございます。

ただ、実効性のある形の標準様式にするためには、その上で、自治体側との調整がどうしても必要になってくると思っているところでございます。

御説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質疑を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、様式・帳票について、ニーズに従って検討されるのは当然だと思いますが、その際、共通化するに際して、団体とか協議会とかをつくって自主的な形で統一化を促すのは、これも地方自治のあり方としてそうだと思うのです。ただ、税は既に先行して実施されていますよね。地方税のほうはそういう団体をつくって標準化することを実施されているのですけれども、余り個別な手続について1個ごとに標準な団体をつくるのは非効率で、ある程度税を除いた行政分野一般について、協議会か何かをつくって自主的に話し合っていていただくほうが効率的だと思うのですが、そういうことはお考えになっていないのでしょうか。

○吉川大臣官房審議官 システムの標準化のことでよろしいでしょうか。

○高橋部会長 そうです。

○吉川大臣官房審議官 システムの標準化につきましては、まさに国、地方公共団体、それからいわゆるベンダーの皆さんといった関係者に入ってもらって、協議をしていく必要があるだろうということが基本でございます。

進め方という意味で申しますと、例えば住基システムといったものについてまずやってみて、住基システムの標準化を図った上で、その次の段階としては今度は福祉とか、そういうふうに進めていくことが現実的かなと思っているところでございまして、今のところは全てを一気にやるというイメージではございませんけれども、着実に進めていくということでございますので、決していろいろな協議会をつくってということでは必ずしもないと思っております。

○高橋部会長 住基の統一化を実施するための協議会を立ち上げ、それを膨らませて福祉に広げていくというようなイメージですか。

○吉川大臣官房審議官 そうですね。要するに、今までにやったことのない取組だと思っております。そういう意味では、まずは、総務省の所管であります住基からやって、その成果を今度は福祉分野などに生かしていくことができるのではないかなと。そういう段

階を踏んでいくことになるかと。

○高橋部会長 大変恐縮なのですが、住基のシステムは統一化していませんか。

○吉川大臣官房審議官 していません。既存の住基のシステムがそれぞれの自治体にあります。そこから住基ネットのシステム、これは全国ネットをつくっておりますけれども、基盤になっているは各自治体のものです。

○高橋部会長 システムは違うのですか。

○吉川大臣官房審議官 はい。別々のシステムです。

○高橋部会長 これはかなり急いで実施して頂かなければならない気がするのですけれども、住基の統一はいつぐらいにお考えですか。

○吉川大臣官房審議官 まだそこは具体的なスケジュール感はございませんが、今回の研究会の報告書案も近々出していただけるだろうと思っております。そこである程度のスケジュール感も出てくるかなと。

○高橋部会長 ぜひスケジュール感を出していただきたいです。住基が出始めとなると、福祉に行くには結構時間がかかりますよね。時間との勝負なので、明確な工程表を、その研究会が終わった段階で結構ですから出していただけるとありがたいです。

○吉川大臣官房審議官 今、研究会の議論がまだ途中でございますので、それを踏まえてということになります。よろしく願いいたします。

○高橋部会長 ほか、いかがでしょうか。

では、私からもう1点だけ。閣議決定で入札については、平成30年度中に工程表をつかって取り組むと書いてありますよね。

○吉川大臣官房審議官 はい。

○高橋部会長 平成30年6月15日の「規制改革実施計画」です。平成30年度中に工程表を定めて入札については検討を進めると書いてあるのですが、申しわけないのですが、工程表が出ていないような気がするのです。このお答えが工程表ですか。

○吉川大臣官房審議官 今、考え方を御説明したということですが。

○高橋部会長 平成30年度だから、もう終わっているのですよ。

○吉川大臣官房審議官 形をこちらにお示しするというのでしょうか。

○高橋部会長 はい。ぜひ工程表を。

○吉川大臣官房審議官 わかりました。それは文書で出ささせていただきたいと思います。

○高橋部会長 よく矢印で、これをここまでやりますというのが工程表ですので、閣議決定で意味しているのはそういうことだと思います。ぜひそれに近い工程表を出していただければと思います。

○吉川大臣官房審議官 そこは承りました。その上で申し上げますと、今、まさに研究会でいろいろな議論がされている状況もございまして。

○高橋部会長 これは並行しているのですか。

○吉川大臣官房審議官 はい。並行してやっております。我々も迷いがある部分は、まさ

に電子化を進める。そして紙の様式を標準化するところを、恐らくこれは両方課題なのかなと思っているところがございますけれども、逆に電子的に申請ができるようになれば、それはそれで一つの答えかなと思っております、そういう意味では若干その研究会の報告書と整合をとるような形でつくらせていただくことが現実的かなと思っております。

○高橋部会長 では、研究会の報告書が出た段階で明確な工程表を出していただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 今の点に関連するのですけれども、閣議決定の中で競争入札参加資格申請の見直しにおいては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえとなっているわけですけれども、事業者における実態把握あるいは意見聴取は行われているのでしょうか。

○吉川大臣官房審議官 総務省としては、現時点では行っておりません。

○高橋部会長 それはちょっとまずいので、今すぐやっていただいたほうがいいのかという気がします。閣議決定にこう書いてあるので、今からでも遅くないのでやっていただけるとありがたいと思います。

○吉川大臣官房審議官 承りました。

○高橋部会長 よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

幾つかお願いごとをしましたので、それについては、しかるべく事務局を通じてまた出していただければと思います。引き続きよろしく申し上げます。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。時間が参りましたので、本日はこれまでとさせていただきます。引き続きよろしく申し上げます。

○吉川大臣官房審議官 ありがとうございました。

(総務省 退室)

(厚生労働省 入室)

○高橋部会長 では、続きまして、厚労省からヒアリングを行いたいと思います。

厚生労働省に対しては、資料2-3-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について、御説明をいただきたいと思っております。

それでは、5分程度で御説明をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○鳥井課長 厚生労働省でございます。医薬・生活衛生局総務課長の鳥井でございます。

まず、資料2-3-2の①から③までの医薬品、医療機器の関係についてでございます。

まず、①でございますが、卸売販売業等々の許可書変更等届出書、薬局開設の変更等届出書に係る添付書について、統一が可能なものについて標準書式を作成することについて

の結果でございます。これにつきましては、その回答に書いておりますけれども、申請書等の添付書について自治体の実態把握を行いました結果、多くの自治体で様式に差が見受けられるのは「診断書」でございます。これは統一的な書式も定めていないものですから、これは標準書式作成についてのニーズがあると判断いたしました。これにつきましては、必要な役員の情報ですとか何を診断するかといったことや、医師の医療機関情報ですとかそういったものを盛り込んだ書式を作成いたしまして、平成31年3月29日の事務連絡で地方自治体に周知したところでございます。

また、同時に、ファイル形式による電子データでの厚労省のホームページへの掲載も行ってございます。

それから、②でございますが、これも類似の話でございます。「毒劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書」に係る添付書について、同様の御指摘がございます。

これも自治体の実態把握を行った結果、実際に問題になっているものは「診断書」です。診断書を出させているわけですが、この標準書式の作成が必要であると判断いたしまして、同様の書式を作成し事務連絡で周知するとともに電子ファイルでのホームページ掲載を行ってございます。

それから③でございますが「麻薬小売業者の役員の変更届出書」も同様の指摘がなされております。これについても同様に、診断書の標準書式の作成がニーズが高いということでございます。標準書式を自治体に通知するとともに、電子ファイルでのホームページ掲載を行っております。

また、そもそも診断書の添付が必要となる役員の範囲について、これも明確ではないということがございましたので、これも通知の中で明確にして、地方自治体に通知したところでございます。

①から③については以上でございます。

○八神大臣官房審議官 続きまして、④の「生活保護の決定・実施に係る照会文書」の関係でございます。審議官の八神と申します。よろしくお願いいたします。

まず、「(1) 統一的な周知を改めて行ったのか」につきましては、生命保険会社に対して実施する生活保護法第29条による調査について所定の様式を使用するように平成31年3月6日に開催しました生活保護関係全国係長会議において、改めて周知を行っているところでございます。

2点目の、地方自治体が要望する、生命保険会社や金融機関が回答する時点の状況をもとに保護の決定を行って差し支えない旨を、3月末までに地方自治体に周知する予定ということにつきましては、生命保険会社等が回答する時点の状況をもとに保護の決定を行って差し支えないという趣旨の事務連絡を、平成31年3月29日に地方自治体に発出しているところでございます。

経緯を少し御説明いたします。

ここに至るまで、生命保険協会あるいは地方六団体からヒアリング等を実施してきてご

ざいます。生命保険会社からは、実は現在のシステムでは、調査日を指定されても回答できるシステムになっていない、仮にシステム改修をすれば、多大な費用が発生するとともに、人員体制について制約がある、ということで、もとあった地方自治体の要望に応えられる環境にはないという回答があったのが最初でございます。

それを踏まえまして、地方六団体にまた改めて私どもから、現状を説明しヒアリングをしたというところなんです。地方六団体からは、六団体としてはあくまでも保護の申請日を資産調査の調査日として指定できないと、自治体の実務が変わると考えますが、仮に現在の統一照会様式のように調査日を指定できないものを自治体を使用することを求めるのであれば、必ずしも保護の申請日時点での資産を調査できていなくても、自治体の責任とはならないことを明らかにしてもらいたいという意見をいただきました。これを踏まえまして、3月29日付の事務連絡でそれは差し支えないといったことを明らかにしています。

結論から申しますと、生命保険協会あるいは地方六団体との間に入りまして、双方の意見を伺って合意のとれるところで実施しているということでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお願いしたいと思いません。いかがでしょうか。

診断書ですが、これは前にもお願いしたと思うのですが、これは医学的な話なので、地方によって差がある話ではないと思うのです。そういう意味では基本的に統一書式をつかっていただくのが、事務の合理化からいって当然だとそれぞれ3つについて思いますが、それはそういう理解でよろしいでしょうか。

○鳥井課長 そのとおりでございます。診断書の書式は原理的にはなくてもいいものなのですが、あったほうが申請者の便にも供しますし、医師のほうでも協力はしやすいということなので、ここの部分は標準化をしたというふうに理解しております。

○高橋部会長 そのときに自治体に周知するだけでは不十分ではないでしょうか。今の地方分権の中で事務を変えるというのも、それぞれの担当者にとってはおっくうな話なので、そこは、その意義を、国から、真剣に、繰り返し協力を求めないと、こういうものは浸透しないと思うのです。

そういう意味では申しわけないのですが、周知したというだけでなくある程度、悉皆的な調査ではなくても代表的な業者を選んでサンプル調査するとか。ぜひサンプル調査などでの普及率みたいなことで、目標を立てて普及していただけるとありがたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○鳥井課長 御意見を踏まえまして、対応させていただきたいと思えます。実態把握のやり方はこれから検討しますが、しっかりフォローアップとかモニタリングをしてまいりたいと思っております。

○高橋部会長 そのお言葉を聞いて安心しました。ぜひモニタリングをしっかりしていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

もう一つ私のほうから。3月29日付の御通知を拝読したのですが、これは差し支えないという意味なのですか。私は差し支えないとは読み取れなかったのですけれども。

これは資料のどれですか。どこかにありますよね。

○谷輪参事官 資料4別添中、厚生労働省関係の18、19ページです。

○鳥井課長 医薬品関係でございますか。

○高橋部会長 資料4別添中、厚生労働省関係の18、19ページです。これは差し支えないという趣旨なのですか。

○八神大臣官房審議官 18、19ページのところだと思いますけれども、19ページの「3生命保険等の加入状況の確認について」という見出しをご覧くださいますと、最後の2行に「現に把握できる情報の範囲において保護の要否及び程度を決定して差し支えありませんので、その旨ご留意ください」と書かせていただいています。

○高橋部会長 総体としては、六団体の意見がここに落とし込まれているということなのだと思いますけれども、結局、調整中という話が4の最後に出てくるのです。自治体としては、今とはとにかくその標準様式を使って現状把握で構いませんと。しかし、将来は調整中なので、そのときにはまた変わり得るよという話ですかね。これはそういう趣旨でしょうか。

○八神大臣官房審議官 「4 その他」のお話をされているのかと思いますが。

○高橋部会長 そうですね。

○八神大臣官房審議官 「4 その他」は、実は今回の話を生命保険協会、それから地方公共団体といろいろとやりとりをさせていただく中で、もう一つ踏み込んで少し事務の簡素化につながる可能性があるのではないかという話が、双方とやりとりしている中で出てまいりました。それは具体的に申しますと、事務負担軽減策としては、福祉事務所から金融機関等に対して、生命保険会社の調査に当たって要保護者からの同意書を、今は添付して送ることになっているのですが、この同意書の写しの添付を省略できないだろうかという話が出てまいりました。これを今、地方公共団体、生命保険協会との間でそういう話になってきていますので、金融庁さんなども今、やりとりをしていて、何とかこれを進める方向でやっています。

そうしますと、そのためにまたシステムの改修が必要になるので、私どもの考えとしましては、できれば今年の夏ぐらいまでに何とかこれに方向性を定めたいと思っていますので、せっかくシステムの改修を考えているのであれば、一緒にやっていただいたほうがいいのではないかと趣旨で書かせていただいているものでございます。

○高橋部会長 わかりました。

これを自治体の担当者が見てそういう含意がわかるのですかね。物すごく難しく、私はこれを読んで何のことやら全くさっぱりわからなかったのですが、これを受け取った自治体の方はそういう趣旨がわかるのでしょうか。

○八神大臣官房審議官 すみません。わかりにくかったら大変申し訳ございません。た

だ、地方六団体とずっとこれをやりとりして、話をさせていただいている上での書きぶりでございますので、そういう意味では説明も多分わかること、あのことを言っているのだなとわかると思いますし、我々にまた照会が来れば御説明をもちろんいたしますし、地方六団体自体は知っている話だということでございます。

○高橋部会長 わかりました。

要するに、標準、統一みたいな話はこれから進めるし、更にと。でも、同意が要らないというのは、どうやって同意が要らなくなるのですか。

○天野課長補佐 同意が要らないというものではございませんで、まず、同意書は要保護者からとるのですけれども、生活保護法29条調査の際に、その同意書の写しも添付をしているという事務がございまして、そこの同意書の写しの添付をやめて、そのかわりに29条調査の様式のところに、本件調査に当たっては要保護者の同意をとっておりますという1行を入れるというイメージです。

○高橋部会長 それですり込むのですね。

○天野課長補佐 そういうことです。同意書の写しの添付がなくて、また再照会という煩瑣な動きがございましたので、そういったものの簡略化、より事務軽減という形を考えてございます。

○高橋部会長 これは大変重要なことで、事務が軽減されるのは自治体にとってもすごくありがたい話だと思います。ぜひそういう方向で。そういう意味では、この統一の話はいつぐらいにできそうなのですか。システムを全面それに合わせて改修するのは、今年度中ぐらいにはできるのですか。

○天野課長補佐 一応、同意書の写しの添付をやめることについては、今、審議官からもありましたが、夏ぐらいまでに関係者間で合意して通知します。その後、自治体の多くがシステムを持っておりますので、システムの改修を行って、そこは年度中にできるか、ないしは金融機関のほうからも新しいやり方でやるのは、日にちをちゃんと区切って用意ドンでやってほしいというところもございますので、ばらばらと同意書がついていたりついていなかったりということがないように、ある程度日にちを区切ってやるということでございます。システム改修のことを考えますと、今年度中というのは難しいかもしれませんが、可能な限りそういった対応をしていきたいと思っております。

○高橋部会長 それから、標準の周知徹底は同じようにフォローアップはしていただけるということでよろしいでしょうか。

○天野課長補佐 今般、昨年御指摘いただいたときに、実態を調査させていただいて、どういう状況かというのを私どもも把握させていただいた上で、どういうふうに見えるかというのを1年かけて関係者等と議論させていただきましたので、この事務連絡を踏まえて自治体がどう取り組んでいるのかというのは、引き続きのモニタリングが必要だと考えてございます。

○高橋部会長 ぜひモニタリングをしていただいて、フォローアップしていただければ

ありがたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

田中専門委員、どうぞ。

○田中専門委員 「麻薬小売業者の役員の変更届出書」に関することとお伺いします。

役員の変更があったときに診断書が必要な範囲を明確にしてほしいという御要望に対する御対応として、③に対する御回答の下から3行目から、診断書の添付が必要となる役員の範囲については「『麻薬取扱者の免許申請について（通知）』の一部改正について」にて通知した、と記載されています。しかし、もともと論点となっていたのは、免許申請時にどこまで診断書が必要かについては旧規定の中で明らかになっているけれども、役員の変更があったときにどこまで診断書が必要かについては明文の規定がないため、全ての役員変更について診断書の提出を求めている自治体があるということだったと記憶しています。

そのため、免許申請についての通知を改正していただいても、通知の内容が従前とさほど変わっていないこともあって、問題が解消されていないように思われます。役員変更の際に麻薬取扱者の免許に関する業務を担当しない役員については診断書の提出は不要だということを明確にするということ、地方における規制改革タスクフォースにおいて確認したはずなのですが、この御回答ですと役員変更のときにどの範囲で診断書の提出が必要かは明確になっていない気がするのですが、そこはいかがでしょうか。

○高橋部会長 「また」以下は関係ないのですか。

○田中専門委員 「また」以下は、申請時に診断書が必要な範囲に関する通知のことです。役員変更時にどの範囲で診断書が必要かというのは、明確な規定がなくこれを準用しているという御回答をいただいていた。ただ、明確な規定がないため、変更時に全ての役員について診断書を求めている自治体があるという指摘があり、タスクフォースの際に議論したと記憶しています。

○高橋部会長 すばらしい。忘れていました。

○鳥井課長 これは役員変更の範囲と免許申請についての必要な範囲は法の趣旨から言って変える理由がないので、同じであるということで、それを前提にして役員について診断書の添付が必要となるものについては、明確にこうですよということを通じたものがあります。したがって、変更のときも同様であるということです。自治体のほうには明文化はされていないようなのですが、あわせて説明をしているということでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○田中専門委員 変更のときについても、免許申請と同じ範囲に限るということを確認していただきたいのですが、それは可能でしょうか。

○鳥井課長 検討いたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それは趣旨だったということらしいので、ぜひよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、お時間になりましたので、厚生労働省の皆様、本日はどうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(厚生労働省 退室)

(厚生労働省 入室)

○高橋部会長 続きまして、「行政手続コスト削減のための基本計画」のフォローアップとしまして、厚生労働省より「営業の許可・認可に係る手続について」のヒアリングを行いたいと思います。

厚生労働省に対しては、資料3-1のとおり論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

それでは、15分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○土田政策立案総括審議官 厚生労働省の政策立案総括審議官の土田でございます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

まず、私から全体的なことを説明いたしまして、個別のほうにつきましては、後ほど担当から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、行政手続コストの削減についてでございますけれども、これにつきましては「日本再興戦略2016」にもありますように、「GDP600兆円経済」の実現に向けまして、事業者の生産性向上を後押しするために不可欠な取組であると認識しているところでございます。

平成30年3月末の基本計画改定時におきまして、営業の許認可分野について「行政手続コスト削減計画」を決定しているところでございまして、これに沿って2020年3月の目標達成に向けまして、引き続き取組の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、ID・パスワード方式の導入についてでございますが、2020年度以降、社会保険の採用・退職時の手続につきましては、法人共通認証基盤と連携したマイナポータルを活用したID・パスワード方式を導入する予定になっております。

営業の許認可を含みますそれ以外の行政手続につきましては、まず、この社会保険についての導入・実施状況を注視した上で、個別手続のニーズやシステム整備に伴う費用対効果を応じて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地方公共団体の事務まで含めた共通申請システムについてでございますが、「食品衛生申請等システム」につきましては、特に年間許可申請あるいは届出件数が多いということ、また、事業者からの簡素化の要望が強いことを踏まえまして、食品衛生法の改正を機に営業の許認可等の手続につきましては、オンラインシステムを創設することとしたものでございます。

当省が所管します他の手続につきましては、自治事務が大部分を占めるということ。また、今、申し上げましたようなシステム整備に伴う費用対効果も十分に勘案いたしまして、

地方公共団体に協力を仰ぎながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○源河課長 障害保健福祉部障害福祉課長の源河と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、資料3-2の2ページからになりますが、障害者総合支援法と申します法律を所管しております。この法律は障害者の方々について福祉サービスを提供している法律でございますが、この関係の論点について御説明させていただきます。

まず、④の「郵送による書類提出の原則化」に向けての具体的な取組と郵送率について、論点を頂戴しておりますが、郵送率について正確な件数を把握しているものではございませんが、郵送による書類提出を促進するために、各都道府県等に対しては、基本計画に係る削減方針についての理解・協力を求める事務連絡を送付しております。

また、平成29年度も平成30年度も、私どものほうで障害保健福祉関係主管課長会議を開催しておりまして、その中で周知を行いました。

続いて、⑤のコスト計測対象手続について、どのような要因により削減したと分析しているのかでございますが、これにつきましては申請時において提出を求めている定款、寄付行為及び役員名簿等を申請項目から削減するという省令改正を行っております。この省令改正が平成30年10月1日施行でございますが、必要書類を減らすのは効果があるのではないかと考えております。

続きまして、3ページの⑥では、申請等に係る標準的な様式例について論点を頂戴しておりますが、平成29年度末に私どものほうで出しました事務連絡で様式例をお示しし、各都道府県に対して、可能な範囲で様式整備を行っていただくよう協力を求めています。この点につきましては、引き続き周知に努めていきたいと思っております。

続きまして、⑦では、電子申請の導入について論点を頂戴しております。これにつきましては各都道府県等において電子申請を導入するためには、システム改修が必要になるなどの問題、課題がございます。障害福祉サービス等事業者に関する手続が自治事務であることも留意して、引き続き検討してまいりたいと思っております。この自治事務である点につきましては、昨年の部会でも部会長を初めとする委員の皆様方から何度も御指摘があったと認識しておりますが、私どもとしては、御指摘は御指摘として十分受けとめた上で、自治体にも聞きながら自治事務であることは念頭に置いておく必要があると考えておりますが、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○鳥井課長 続きまして、医薬品、医療機器の関係でございますが、同じ資料の4ページ目の3.の薬機法の⑧でございます。

基本計画では郵送率を向上させるということなのですが、郵送率が平成29年から平成30年までで差が余りないということで、周知活動の内容とか今後の取組についてということでございます。

確かにおっしゃるとおりなかなか急増してはおりません。これは平成29年度12月の調査でありまして、平成30年度6月の調査ということで、最初に把握したのでそういうことにならざるを得なかったわけなので、半年の調査ではございますが、これを向上させていくことは課題だと思っております。

平成29年度につきましては、この郵送率の16.5、10.6が出た直後の1月に事務連絡を出して、周知・協力の依頼をいたしました。

また、その直後の全国の薬務関係主管課長会議においても同様の依頼を行っております。

平成30年6月以降は、平成30年度において、秋の全国薬務主管課長協議会、この年明け、冬には全国の薬務関係主管課長会議、それから、事務連絡も出しまして周知・協力の依頼をしております。これは今後とも、引き続きあらゆる機会を捉えてやっていくということ。

もう一つですが、今後の取組として、郵送でいいですよということを事業者団体もちゃんと認識しておいてもらわないとそういう話にならないことも考えられますので、私どもからも事業者全体への周知を行うとともに、自治体から個別の県単位の団体等に対して周知いただけるように協力を行う予定でございます。これは今後やりたいと思っております。

それから、5ページ目の⑨ですが、各自治体で「様式・書式の取扱い」や「標準処理期間・審査基準等」に差や運用上のばらつきがあると。実態把握率とかあるいはその課題に対してどのような対応を行ったかということでございます。

「様式・書式の取扱い」や「標準処理期間・審査基準等」についてのアンケートを私どもも行っております。その結果でございますけれども「様式・書式の取扱い」については、自治体の独自の書式を設けていることがございます。ただ、9割程度の都道府県においては、独自書式ではなくて、省令等で定められた様式による提出でも差し支えないという旨の周知を行っているということでございますので、そこは事業者の選択によるものということでございます。

残り1割は、そういう周知を行っていないけれども、受け付けてはいるということなので、ここはちゃんとやってくださいということを個別にお願いしております。

それから「標準処理期間・審査基準等」については、8割程度の都道府県においてホームページ等で公表しているということでございます。これも逆に言いますと、2割はやっていないということでございますので、あわせてそれについての課題はあるかということ個別に聞き取ったところ、特段の支障は認められないということでございますので、これは引き続き個別にお願い、依頼をしていきたいと考えております。

⑩でございますが、電子媒体を活用した手続についてでございますが、活用率については、平成29年度時点で実態調査を行っていないため、平成30年度との実態調査との比較ではお示しすることが困難でございますが、これを今後定期的に図っていきたいと考えております。

6ページ目の⑪でございますが、バックヤード連携により登記事項証明書の添付を廃止する方向ということでございます。

⑫でございますが、この際、全国共通の電子申請システムなどを検討していただきたいかがというところでございます。これは基本的には同じになってしまうのですけれども、事務の性質自体は自治事務であること。

それから、費用対効果を踏まえる必要があること等がございますけれども、いずれにいたしましても、地方公共団体に協力、要請しながら検討を進めてまいりたいと考えております。それまでも電子媒体の活用自体は進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質疑等を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

まず、審議官をお願いしたいのですが、厚労省全体として、営業の許認可について計画を達成できれば20%は達成していただけると、そういうふうに制度設計して計画をつくられて実行されているという御認識でよろしいでしょうか。

○土田政策立案総括審議官 そういう認識で実行いたしまして、ぜひ目標を達成いたしたいと思っています。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それから、②なのですが「それ以外の行政手続」とあります。まず、「それ以外」の前ですが、これは前回の手続部会で申したのですけれども、制度設計をするときには、行政だけでやるのではなくて、一般の民間の使う方を入れて、使い勝手がいいシステムをぜひ考えていただきたいと思っています。

この間の岡山県知事の話、繰り返すことになりましたが、厚労省には初めてですので、申し上げます。岡山県知事は東大の工学部を出られてスタンフォードでMBAを取られているのですが、e-Taxを使おうと思ったら全然うまくいかなくて、何か知らないですけれども、書類を投げそうになったと。結局、税理士さんを雇って、今、やっている。要するに、実は理系の専門家でもe-Taxは当初は本当に使い勝手が悪いシステムであった。要するに、むしろ電子申請が嫌になるような制度設計だったのです。こんなシステムをつくったのでは、お金を幾ら投下しても意味がないので、ぜひそういう意味では、デジタル化にそんなになれていない私のような人間をぜひモルモットにして、最後まで嫌にならずに誘導機能が働いて、また、ここまで行ったから、あとはここまで頑張れば終わるのだという、民間でやるようなちゃんとした誘導機能をつくっていただきたい。そうでないと、きっとまた、どこかの新聞にデジタル化利用率が悪いとかとたたかれることになるので、ぜひそういうふうに真剣にやっていただければと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○土田政策立案総括審議官 供給サイドではなくて、やはり国民目線でこういったシステムをつくりまして、ユーザビリティをしっかりと考慮していくことが重要だと思っておりますので、そういう視点でこういったシステムをつくってまいりたいと思います。

○高橋部会長 IT室ではそういうのをシステム化のときに、必ずフィージビリティ調査

をしろとかをシステム構築の際に義務づけられないのですか。

○奥田参事官 システム構築のガイドラインとかにも、ユーザビリティをちゃんと向上させとか、そのあたりを書いておりますので、それらの内容を見ながらうちのほうもやっていきたいと思っております。

厚生労働省様は、結構いろいろなシステムを配置するのにちゃんとCIOに報告しに来ていただいておりますので、その中でしっかり見ていきたいと思っております。

○高橋部会長 制度化して、フィージビリティ調査、このぐらいの標準でやれというのを標準化していただいたほうがいいのではないかと思います。これはIT室へのお願いで、厚労省もぜひそういう形でお願いします。

私、私学なのですがけれども、この間、名刺ソフトをつくったら、1個入れ間違ったらもとに戻らないのです。最初からもう一回入れ直さないでだめとか、とんでもないつまらないシステムが世の中にいっぱい横行していますので、ぜひそういうことがないようにしていただければありがたいと思いました。そこはぜひお願いしたいと思います。

あと、そういう観点から立つと、もうちょっと大胆にシステム化していただいたほうがいいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。そういう心持ちでやれば、過去の失敗を踏まえて、もうちょっとうまくシステム化を導入できるのではないかと思いますので、大胆にシステム化に取り組んでいただくという御予定はないでしょうか。

○土田政策立案総括審議官 2点目のID・パスワード方式につきましては、マイナポータルということでございますので、政府全体で今、マイナンバーの普及とともに、ぜひ活用していただきたいと考えておりますので、これはぜひとも、先ほどおっしゃっていただきましたユーザビリティを含めて、成功するような形で取り組んでまいりたいと思っております。

また、それ以外の手続につきましても自治体と協力しながら、できる限りそういったオンライン化とかデジタル化という流れに遅れないような形で進めてまいりたいと思っております。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

安念先生。

○安念部会長代理 飛んでしまって申しわけないのですが、⑨なのですが、よろしいですか。「省令等で定められた様式による提出」で、省令等で様式が定められていて自治体の独自書式が許される根拠は何なのですか。

○鳥井課長 許される根拠ですか。

○安念部会長代理 許される根拠というのは、書式は行政立法としてどういう意味があるのかというのが、田中行政法以来議論があるところなのですが、これは拘束力があるのではないのですか。

○鳥井課長 拘束力はありますが、実際のもを見ますと、備考欄にこういうことを書いてくださいというものが載っかっているというものです。

○安念部会長代理　そういうことなのですか。

○鳥井課長　はい。そういう取り繕いをして使っているというのものはあります。別のことを書けということではないです。

○安念部会長代理　わかりました。

○高橋部会長　⑨はいかがでしょうか。

どうぞ。

○林委員　⑨のところで、「差し支えない」ということで、両方のどちらで出してもいいですよということを、今、ユーザーにおっしゃっているということだと思っておりますが、この省令等で定めた標準書式を実際に使っているのが、どのくらい普及しているのかについては、調査をされているのでしょうか。

○高橋部会長　いかがでしょうか。

○鳥井課長　すみません。実態でどちらを使っているかについては、集計をいたしておりません。

○林委員　標準と言うぐらいになるまで普及するまでにどのくらい時間がかかるのかなと思ったのですけれども、標準書式をつくっても実際にはばらばらなままになるのだったら、何のためにやったのかなという気もするのですけれども。

○鳥井課長　⑨のところでございますよね。

○林委員　はい。

○鳥井課長　ばらばらのままというか、それは自治体の独自様式を用いなくてもいいということなので、これは事業者が選択をして差し支えないということだと思いますので、そういう意味ではある種問題には余りならないのではないかと思います。

今の9割の残りの1割というのは、そもそもそれ自体はそういう扱いなのですけれども、省令で定まっていて、その要件は満たされているので、それで構わないのですけれども、それで構わないということの周知をしていないということなので、周知してくださいということを個別にお願いしているのが現状でございます。

○高橋部会長　どの役所にもお願いしているのですが、周知をどれだけ徹底しているかを少しフォローアップしてください。先ほどもお願いしましたよね。

○鳥井課長　そうですね。個別にということなので、個別に潰していきたいと思います。そういうことをやっているかどうかはフォローしていきたいと思います。

要するに、9割はちゃんとやっているというアンケート結果だったので、残りについてちゃんとやっているかどうかきちんと。

○高橋部会長　いやいや、事業者にどれだけ浸透しているかという話です。

○鳥井課長　検討させていただきたいと思います。

○高橋部会長　事業者に徹底しないと意味ないので、サンプル調査で構わないのでぜひ事業者に聞いてください。申しわけないです。

○鳥井課長　はい。

○高橋部会長 それでは、もとに戻ります。①から③ぐらいでいかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 用語の確認なのですが、②の場合に「社会保険」という言葉が出てくるのですけれども、この「社会保険」という意味なのですが、これはさんざんこの場でも議論したのですが、労働保険も入ってくるという理解でよろしいのかどうか。要は、社会保険と労働保険の両方が2020年度以降にID・パスワード方式を導入されるという方向で検討していただくということで、この部会でも議論されていたのですけれども、そういう理解でいいかどうかという確認なのです。

○土田政策立案総括審議官 社会保険と労働保険あわせて検討を進めているところでございます。

○濱西専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

③ですが、実は自治体に参加を求める場合でも、例えば利用料とか負担金を取る話があり得るのですが、ここは余りそれだと財政的な障害が出てきて非常に困るのですが、そこについてはいかがでしょうか。

○土田政策立案総括審議官 個別のシステムの費用対効果という中でどう考えていくかということになるかと思えますけれども、現在どうなるかということについては、一般的にはお答え申し上げることが。

○高橋部会長 そういう意味では、当初の立ち上げについては、なるべく自治体の参加の障害にならないように。国が立ち上げてそれに乗っかっていただくのですから、そこは余り過度な財政負担を自治体に要求しないようにしていただければありがたいと思いますので、そこはよろしくお願いします。

ほかはいかがでしょう。

次に、障害者総合支援法はいかがでしょう。

どうぞ。

○田中専門委員 ④と併せて⑧についてもお伺いしたいのですけれども、郵送率を上げる取組をしていただいているのは非常にありがたいのですが、そもそも郵送を受け付けていない自治体はないと考えてよろしいでしょうか。

○源河課長 御質問いただきましてありがとうございます。

ないかどうかまでは確認がとれていないのですが、障害の場合に、新規の申請をするというのと、一回申請して指定されたものを何かがあつて変更するとか、あるいは何年かたって法令に基づいて更新するというのがあるのですが、変更と更新は郵送を受け付けていると聞いておりますが、新規の場合は、明確にだめだと言っているかどうかはともかく、持参が必要だとしているところがあると聞いております。

というのも、最初の申請のときには、私どもは幾つかの自治体や事業者団体等にも聞きました。最初の申請のときは、その場で自治体の方の意見も聞きながら申請書を出した

いという御要望も多いので、新規のときには郵送というよりは持参が多いようなふう感じております。

○高橋部会長 いやいや、それは答えになっていないです。

どうぞ。

○田中専門委員 本来郵送で可能なものを行政指導で窓口に来てくださいますようお願いするのは許容されると思いますが、事業者がどうしても忙しくて行けないから郵送でと言っているのに窓口に来ないと受け付けないというのは、問題ではないかと思っておりますので、郵送でも受け付けることを明確にさせていただけないでしょうか。

○源河課長 お答えが不十分で申しわけありません。

私どもとしては、基本計画に基づいて郵送化を進めてくれというのは何度も周知はしているのですが、郵送は認めていると考えております。ただ、事業者側の希望として郵送ではなく新規では持参しているのが非常に多いというのは聞いております。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 障害者総合支援法に行政手続法の適用除外とする規定がなければ、郵送で送った場合にそれを受け付けないことは行政手続法違反になります。したがって違法行為ということになってしまいますので、手続法違反の郵送を受け付けない窓口はないですよという確認を求めたのが質問の趣旨だと理解します。

○源河課長 行政法の基本原則を理解していなくて大変申しわけありません。行政手続法の手続除外のようなことはしておりませんので、受け付けていないところはないと認識しております。

○高橋部会長 いや、それはないと思うというわけですよ。それは確認してもらわないと。やっていないよねとはっきり都道府県に確認してもらわないと。

○源河課長 ないかどうかを確認いたします。

○高橋部会長 ぜひ確認してください。行政手続法違反だから間違ってもやってないよねと。やっていたらやめろというふうに言ってほしいと思います。

○源河課長 申しわけありません。本来あってはならないことなので、法違反がないかどうかという確認をさせていただきます。答えが悪くて申しわけありません。

○高橋部会長 いえいえ、とんでもないです。

医薬品のほうですが、許可書の受取が何でこんなパーセンテージなのですか。受け取るだけで何でこんなパーセンテージになるのか、私には信じられないのですけれども。

○鳥井課長 そこはきちんとした分析があるわけではないのですけれども、これは保健所で交付しておりますので、県庁に取りに来いという話ではないと。そう思われるということですが、いずれにしろこれは来る必要はないので、郵送でいいということをいかに周知するかという問題であると思っております。

○高橋部会長 これは80%ぐらいにしてもらわないと。

○鳥井課長 ここは目標を設定しておりますので、それに向けてやっていきたいと思いま

す。

○高橋部会長 目標設定していただいているのですか。

○鳥井課長 はい。しております。

○高橋部会長 何%でしたか。

○鳥井課長 まずは30%です。

○高橋部会長 いや、80%でしょう。

○鳥井課長 もちろん高い分には全く構わないかと。

○高橋部会長 許可の受取ですからね。受け取るだけで何で行かなければだめなのですか。私には信じられないです。

○鳥井課長 行かなければだめではありません。郵送で結構です。

○高橋部会長 申しわけないのですが、そういう意味では障害者の支援法の御担当にも、薬機法で郵送率を把握されているということだと思いますので、ここは同じように新規と変更と別に、いわゆる郵送率をサンプルで構いませんので把握していただきたいと思いません。悉皆とか言いませんので、サンプルでぜひ把握していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○源河課長 そこはどのようなやり方があるかどうかも含めて検討させていただきたいと思えます。

○高橋部会長 どうぞ。

○田中専門委員 先ほど御回答が途中になったので、⑧について郵送は全ての自治体で受け付けているのかということをお教えください。

○鳥井課長 おっしゃるとおりこれはルール上、郵送がオーケーですので、全部やるだろうねという確認を書面でしたことはございませんけれども、平素から課長協議会とかそういった場で郵送にするようにということをお願いしていて、何ら反応はありませんので、当然やっているものだと認識いたしております。

それから、今回は事業者団体にも全国적으로お知らせするので、そこでもしやっていたら矛盾が生じることになってしまいなので、そのようなことはないと思っておりますが、再度、会議等の場で確認してみたいと思えます。

○田中専門委員 細かいことばかりをお願いして申しわけないのですが、その次の⑨の2つ目の・で、審査基準等については、8割程度の都道府県で公表していると記載されています。先ほどと同じ趣旨の質問なのですが、審査基準を定めていない自治体はないと考えてよろしいでしょうか。

○高橋部会長 これは都道府県認可ですか。

○田中専門委員 法律に基づく処分です。

○濱西専門委員 法に基づく許認可ですから、手続法の対象です。

○鳥井課長 アンケートでは43の回答があって、審査基準を設定していないというのが2つあると言っていますので、これはどういうことなのかをきちんと把握させていただきた

と思います。当然ちゃんとやってくれと、策定してくれということで要請してまいりたいと考えております。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

⑫なのですけれども、13万件あって、大変申しわけないのですが、薬局、薬店、それから医療機器メーカーは、レセプトとかを管理するのにパソコンを入れていない薬局、薬店とかは今どきないように思うのですけれども、それでもやはり電子システム化は難しいのでしょうか。

○鳥井課長 これはひとえに現在のシステムは、地方自治体が構築しておりますので、それを何らかのシステムで置き換えることについての費用対効果の問題となっていると考えております。一方で「デジタル・ガバメント実行計画」のようなものもありますし、両方を踏まえた上で、どこに解を求めていくかという作業をやっていく必要があると思っております。

○高橋部会長 今はなかなか言えないと。でも、大体システム更改が5年に一遍ぐらいありますよね。そういう意味では3年たったら半分はシステム更改の時期に入るのではないですか。そうやって、いや考えますといたら、どんどんシステム更改を5分の1ずつやっていくのですから、どんどん先延ばしになっていくという理屈だと思うのですけれども、そこは厚労省として、例えば3年なら半分ぐらいシステム更改をするのだから、その時期にきちんと電子機器システムに協力していただけませんかというお願いを、3年ぐらいの計画でやっていただくのはあり得ないのかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。13万件ですからね。

○鳥井課長 結局、個別の費用対効果という話で、どちらにしろ詰めざるを得ないので、そういうアプローチしかないのではないかと考えておりますけれども。

○高橋部会長 個別の費用対効果というのはどういう意味でしょうか。

○鳥井課長 薬局の休廃止のシステムについてということなのですが。

○高橋部会長 要するに、システムを組んだのに見合う省力化が果たせるかどうかということ具体的をやりたいと。

○鳥井課長 そうですね。あとは自治体のシステムの入れかえの費用とか。

○高橋部会長 入れかえのときにのせるだけですよね。

○鳥井課長 そこはすみません。今、直ちにはお答えができません。

○高橋部会長 実行化計画があるのでぜひ御検討いただければと思います。これはシステム化の障害とか添付書類でどうしてもこれが要るとかいうのはあるのですか。登記事項証明書以外に添付書類が要るのでデジタル化が妨げになっているとかは、薬機法ではあるのでしょうか。

○鳥井課長 添付書類のほうで診断書ですとか、あるいはその図面とかをどうするかという問題はあると思うのですけれども、致命的な問題ではないと思います。そこは詰めてみないとわかりません。

○高橋部会長 具体的にもうちょっと詰めた御回答をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかは、障害者総合支援法も同じで、自治事務だからという話は、ほかにも全ての自治事務にも同じようをお願いをしているので、障害者支援法だけ特別だという話ではないと思いますので、そこはぜひ御協力いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

最後にどうぞ。

○濱西専門委員 両方にお聞きしたいのですが、障害者のほうの事業所の届出とか、医薬品とかのほうも薬局だけではなしに医療法により病院も同じような届出がありますよね。現在、都道府県段階でどのぐらいシステムが構築されているのか。それを例えば全国ベースに置き換えるとなると、そういう既存のシステムを置き換えていかなければいけないということにもなってくるわけで、そのあたりの実態をわかっている範囲で教えていただけないでしょうか。

○源河課長 障害者のほうは、私どもの把握している限りではほぼゼロです。

○高橋部会長 薬機法のほうはどうですか。

○鳥井課長 すみません。御質問の御趣旨がわからないのですが、事務処理の過程で記録システムとか台帳システムを整備するという意味では、全てやっていると思いますけれども。

○濱西専門委員 要は、許認可の申請システムというような届出だとか許認可の申請を受け付けるシステムとかですね。

○鳥井課長 そういう意味では、そういう例は把握しておりません。

○濱西専門委員 ということは、全国ベースで構築することが非常にやりやすい業務だという御指摘をさせていただきたい。

○高橋部会長 今のコメントはいかがでしょうか。特に薬機法だと思いますけれども。

○鳥井課長 ただ、いずれにしても業務管理システムと一体のものとして運用しないとだめですので、そういう意味で全くゼロからやれるということではないように思いますけれども。いずれにしろそこはどこがネックになるかという問題ではあると思います。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 これも参考までに申し上げておきますと、当然のことながら新たにシステムを入れていく場合には、当然業務の見直し、いわゆるリエンジニアリング、BPRとかと言われているものが必ず不可欠になりますので、そこはいずれにしても全体として考えていく話になります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

幾つかお願いしましたので、それについては事務局を通じて御回答をいただければと思います。事務局にちゃんと把握しておいていただければと思います。

お時間を長く頂戴して大変恐縮でございました。お忙しいところ、どうも本当にありが

とうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

本日の議題は以上でございます。最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、またのちほど事務局から御連絡させていただきます。

○高橋部会長 それでは、本日はこれで終了です。どうもありがとうございました。